



鳥取県公報

平成13年 7月31日(火)
第 7 3 0 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|-----|--|---|
| 告 示 | 字の区域の変更等 (451) (市町村振興課) | 1 |
| | 土地改良法による換地処分 (452) (耕地課) | 4 |
| | 国土調査の成果の認証 (453) (") | 4 |
| | 臨時種畜検査の実施 (454) (畜産課) | 4 |
| | 保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) (455・456) (森林保全課) | 4 |

告 示

鳥取県告示第451号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定に基づき、泊村長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定による県営土地改良事業に係る泊地区 (原 1 工区) の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年 7月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

| | |
|-------------|---|
| 区域を変更する字の名称 | 同左の区域 (平成12年12月 1 日現在の地番による。) |
| 大字原字二ノ流田 | 大字原字二ノ流田のうち75の 1、75の 3、75の 4、92の 2 から92の 4 まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 大字原字赤岸 | 大字原字二ノ流田75の 1、75の 3、75の 4、92の 2 から92の 4 まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字原字胡摩戸227の 2、231の 5 の一部、231の 8 の一部 大字原字赤岸の全域 大字原字椎崎307の 1 から307の 3 まで、308の 1 から308の11まで及びこれらと一体をなす国有地 |
| 大字原字井手尻 | 大字原字井手尻のうち211の 1、212の 1、213、214の 1、215の 1、216の 1 及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 |

| | |
|---------|--|
| 大字原字胡摩戸 | <p>大字原字胡摩戸のうち227の2、231の5の一部、231の8の一部、239の1の一部、239の2の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに224の1と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字原字江尻241の一部、248の1の一部、248の2、249の2の一部</p> <p>大字原字椎崎285の1の一部、286の一部、287、288の1の一部、291の5、292の3、293の2、293の3及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| 大字原字江尻 | <p>大字原字井手尻213と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字原字胡摩戸239の1の一部、239の2の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに224の1と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字原字江尻のうち241の1の一部、243の1の一部、244の一部、248の1の一部、248の2、249の2、250の5以外の区域</p> <p>大字原字順禮沖254の一部、255の一部、266の2の一部、268の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字原字椎崎275の1の一部、277の1、278の1、279の1</p> |
| 大字原字順禮沖 | <p>大字原字井手尻211の1、212の1、213、214の1、215の1、216の1及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字原字江尻243の1の一部、244の一部</p> <p>大字原字順禮沖のうち254の一部、255の一部、256の2、257の1、258の1、261の1の一部、261の2の一部、261の3から261の7まで、261の9、262の1、262の2、263、264の一部、265の一部、266の2の一部、268の一部、271の2、273及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字原字椎崎274の2、275の1の一部</p> <p>大字原字順禮411の1の一部</p> |
| 大字原字椎崎 | <p>大字原字江尻249の2の一部、250の5</p> <p>大字原字椎崎のうち274の1の一部、274の2、275の1、275の2の一部、277の1、278の1、279の1、285の1の一部、286の一部、287、288の1の一部、291の5、292の3、293の2、293の3、307の1から307の3まで、308の1から308の11まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字原字新田309、310の1、310の2、311、312の一部、313の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字原字加山尻314の一部、315の一部、322から324まで的一部分、325の1の一部、325の4の一部、325の5及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字原字石田378の一部</p> |
| 大字原字加山尻 | <p>大字原字加山尻のうち314の一部、315の一部、318の1の一部、322から324まで的一部分、325の1の一部、325の4の一部、325の5、326の3の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字原字加山330の1の一部、331の一部、337の2の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字原字銀山343の5、343の6、344の2、345の4、345の5及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字原字石田373の1の一部、376から378まで的一部分</p> |
| 大字原字加山 | <p>大字原字加山尻326の3の一部</p> <p>大字原字加山のうち330の1の一部、331の一部、337の2の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字原字銀山343の4及びこれと一体をなす国有地</p> |

| | |
|----------|---|
| 大字原字銀山 | 大字原字銀山のうち343の4から343の6まで、344の2、345の4、345の5及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 大字原字二ノ銀山 | 大字原字二ノ銀山の全域 大字原字加山尻318の1の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字原字石田372の1の一部、372の2の一部、373の1の一部、387の1の一部、387の8の一部及びこれらと一体をなす国有地 |
| 大字原字石田 | 大字原字加山尻318の1の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字原字石田のうち372の1の一部、372の2の一部、373の1の一部、376から379までの一部、380の1、382の1から382の3まで、383の2から383の4まで、384、385の一部、386の1の一部、386の2の一部、387の1の一部、387の8の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 大字原字三ノ順禮 | 大字原字順禮沖261の1の一部、261の2の一部、261の9、262の2、263、264の一部、265の一部、271の2、273及びこれらと一体をなす国有地 大字原字椎崎274の1の一部、275の2の一部 大字原字新田312の一部、313の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字原字石田378の一部、379の一部、380の1、382の1から382の3まで、383の2から383の4まで、384、385の一部、386の1の一部、386の2の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字原字三ノ順禮のうち411の1の一部以外の区域 大字原字順禮416、417の1、418の2 |
| 大字原字順禮 | 大字原字順禮沖261の3から261の6までの一部、261の7、262の1及びこれらと一体をなす国有地 大字原字順禮のうち416、417の1、418の2、420の1の一部、423の一部、424の一部、427の1から427の3までの一部、437の3、437の4及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字原字船渡462の2の一部、462の3の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに463の1、463の6と一体をなす国有地の一部 |
| 大字原字宮田 | 大字原字順禮437の4の一部 大字原字宮田のうち445の1の一部、445の2、448の1の一部、448の2、449の1の一部、449の3、451の3の一部、451の4及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字原字二ノ順禮454の一部、455の1の一部 |
| 大字原字二ノ順禮 | 大字原字順禮420の1の一部、423の一部、424の一部、427の1から427の3までの一部、437の3、437の4の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字原字宮田445の1の一部、445の2、448の1の一部、448の2、449の1の一部、449の3、451の3の一部、451の4及びこれらと一体をなす国有地 大字原字二ノ順禮のうち454の一部、455の1の一部以外の区域 |
| 大字原字船渡 | 大字原字順禮沖256の2、257の1、258の1、261の3から261の6までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字原字船渡のうち462の2の一部、462の3の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに463の1、463の6と一体をなす国有地の一部以外の区域 |

廃止する字の名称

大字原字新田

鳥取県告示第452号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る泊地区（原1工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年7月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第453号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成13年7月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|---------------------|-------------------------------|-----------------------|------------|
| 郡 家 町 | 平成7年度から 平成13年度まで | 郡家町（大字池田及び大字久能寺の各一部）の地籍図及び地籍簿 | 八頭郡郡家町大字池田及び大字久能寺の各一部 | 平成13年7月31日 |
| 国 府 町 | 平成9年度から 平成12年度まで | 国府町（大字木原の一部）の地籍図及び地籍簿 | 岩美郡国府町大字木原の一部 | 〃 |

鳥取県告示第454号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成13年7月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 検査日時 | 検査場所 | 家畜の種類 |
|----------------------|---------------------------|-------|
| 平成13年8月20日 午後1時から | 東伯郡赤碓町大字松谷606 鳥取県畜産試験場 | 牛 |

鳥取県告示第455号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成13年7月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市松上字倉見谷941の115、岩坪字下小原山1177の2、1181の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐にかかる伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第456号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定に告示する。

平成13年7月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字神馬字瀧谷上分493の8、493の9、字馬乗場々494の2、大字小河内字朽ヶ谷932の5、佐治村大字大井字岩井谷526の18から526の20まで、大字津無字瀧谷頭851の4、字瀧谷影平ラ852の12、大字津野字長沢892の2、大字加瀬木字東畑上2640の6、2640の7、2641の4、用瀬町大字屋住字中津美奥767の7から767の9まで、769の14、大字江波字築ヶ谷990の6、990の7、字ガビ谷992の2、992の4、字山権田ヶ谷1083の18から1083の21まで、大字安蔵字西ヶ谷奥1093の23、字本谷1094の41、字横谷1097の4から1097の7まで、智頭町大字東宇塚字隠谷上441の2、442の2、443の2、444の23から444の25まで、大字波多字牛倉686の4、686の5、字ハタ谷735の4、735の5、740の2、750の2、752の3、字ミソギ谷810の4から810の9まで、大字大背字漆ヶ谷1424の2、字瀧ヶ谷1426の3、1428の2、1430の2、1441の21から1441の23まで、字クビキレ1445の10、1445の11、字大蔵1458の34、字小谷1518の2、字陰平1521の2、字大宮谷1533の2、1533の3、字ツズラ原奥1551の35

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐にかかる伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

